

# しょう ひと さべつ 障がいのある人への差別をなくすために

## さべつかいしょうほう いまの差別解消法

「差別解消法」は、障がいのある人への差別をなくすためにつくられました。

### しょう さべつ きんし 障がいをりゆうに差別することの禁止

### ごうりてきはいりょ しょう ひと ひとつひとつ こま あ 合理的配慮（障がいのある人の一つ一つの困りごとに合わせたくふう）の義務

などについて書かれています。

## いまの もんだい

「差別解消法」がつけられたあとも、障がいのある人が「差別」されたり、いやなことをされたりすることは、まだたくさんあります。

## そこで

## さべつかいしょうほう か 差別解消法をこう変えよう（日本弁護士連合会のていあん）

### だれもとりのこさない！

しょう ひと 心むかし障がいがあった人

しょう て びょうき ひと 心これから障がいが出るかもしれない病気の人

心ぐあいがよいときとわるいときがある人

も いまはげんき さべつ 元気で差別されることがある。

➡ だれもとりのこされることなく

差別されないようにしよう。

### みせ かいしゃ どんなお店も会社も

### ごうりてきはいりょ かならず合理的配慮を！

いまの差別解消法では、合理的配慮について、会社やお店などはできるだけがんばればよいだけ。

➡ かならずする義務にしよう。

	いま	ていあん
やくしょなど	○ かならず	○ かならず
かいしゃ みせ 会社やお店など	△ できるだけ	○ かならず

### さべつ どんな「差別」もだめ！

かいしゃ うちの会社では、ひとりでかよえる人しかはたらけません

くるま みせ はい 車いすはうちの店には入れません

というように、「障がいが理由だ」とははっきり言わないで、障がいのある人だけができないことや、障がいのある人だけがしかたなくやっていることを理由にするのも、「差別」！

➡ これもだめだとはっきりさせよう。

### そうだんのしくみを！

★ 困ったときにかんたんに相談できる

「センター」をつくろう。

★ 差別をされたときに相手と

はなしあい をできるしくみをつくろう。